

IV 安全で便利なまちづくり

- 1 計画的な市街地の形成
- 2 憩いの空間づくり
- 3 良好な住宅地・居住空間の形成
- 4 安心して活動できる空間づくり
- 5 体系的な道路網の整備
- 6 雨水排水対策の推進
- 7 効率的・効果的な下水道の整備

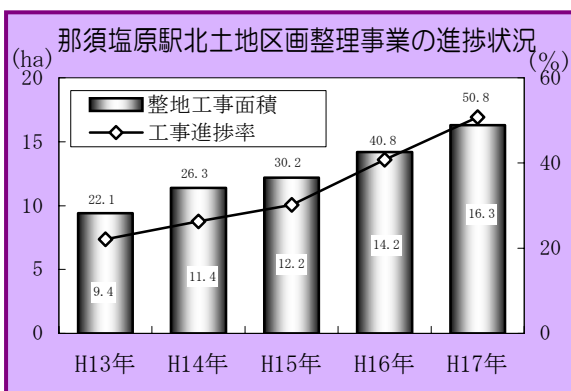
まちづくり次世代ワークショップの研究報告風景

1 計画的な市街地の形成

現状と課題

都市化の進展とともに、市街地のスプロール化が進んでいます。

このため、市民の意見を反映した都市整備の基本的な方針や地域の特性を踏まえたまちづくり構想の策定とともに、都市計画道路等の整備や区画整理事業を推進し、計画的な市街地の形成を図っていく必要があります。また、美しい自然や歴史・文化的景観を次代に継承していくため、市民との協働のもとで景観づくりに努めていく必要があります。



写 真

目指すべき方向

- ◆ 新しい市街地の指針づくり
- ◆ 計画的な市街地の整備
- ◆ 良好な景観づくり

施策の体系

施策	目指すべき方向	具体的な施策
計画的な市街地の形成	◆ 新しい市街地の指針づくり	① 都市計画マスタープランの策定
	◆ 計画的な市街地の整備	① 土地区画整理事業の推進 ② 市街地内の都市計画道路の整備
	◆ 良好な景観づくり	① 景観計画の策定 ② 市民の景観意識の醸成

施策の内容

- ◆ 新しい市街地の指針づくり
 - ① **都市計画マスタープランの策定**
 - ・恵まれた自然を活かした安全で便利な市街地を整備するため、都市計画マスタープランの策定とともに、用途地域の見直しを進めていきます。

- ◆ 計画的な市街地の整備
 - ① **土地区画整理事業の推進**
 - ・那須塩原市の玄関口にふさわしい新たな市街地拠点を整備するため、那須塩原駅北土地区画整理事業の早期完了に努めます。
 - ② **市街地内の都市計画道路の整備**
 - ・市街地の土地利用の増進と交通渋滞の緩和を図るため、都市計画道路の整備を推進します。

- ◆ 良好な景観づくり
 - ① **景観保護の指針策定**
 - ・良好な景観の形成を図るため、景観法に基づく景観計画の策定とともに、建築物の用途や形態などを規制する地区計画の策定に取り組みます。
 - ② **市民の景観意識の醸成**
 - ・景観に対する市民の意識を醸成するため、市民のニーズの把握とともに、ワークショップや懇談会、シンポジウムなどの開催に努めます。

成果指標



主要事業

事業名	計画期間 (H19~H23 年度)
都市計画マスタープランの策定	19 年度
那須塩原駅北土地区画整理事業	期間中継続
3・4・1 本郷通り道路改良事業	19~22 年度
景観計画の策定	19~20 年度

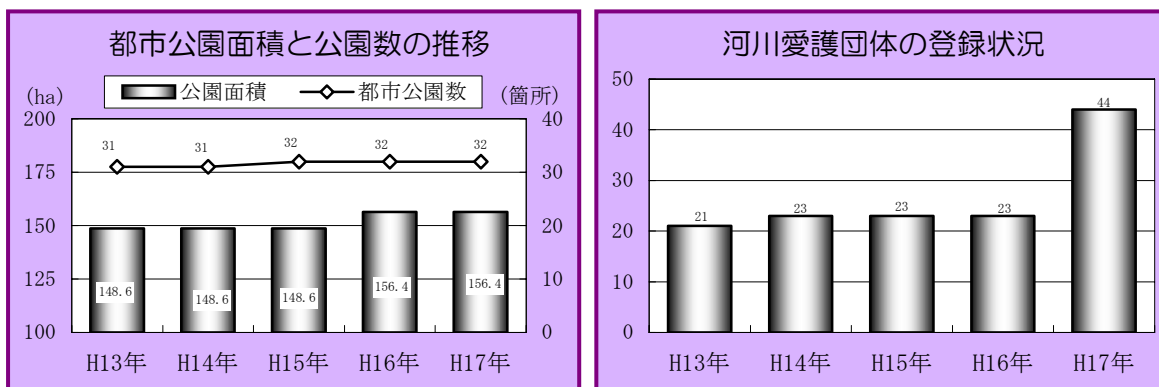
2 憩いの空間づくり

現状と課題

本市は、田園風景や平地林などの緑の空間や、那珂川に代表される水辺の空間に恵まれています。開発による平地林の伐採や水辺の管理に関する問題が生じています。

また、地域の特性を活かした様々な公園や広場などが整備され、多くの市民の散歩やレクリエーションを楽しむ場として利用されています。一方では、施設・設備の老朽化の進行や民間開発公園の市への移管増加により、維持管理費の増大や管理が行き届かないといった問題も発生してきています。

このため、公園や河川の愛護団体など、地域住民との協働により管理を行っていく体制づくりを進める必要があります。また、公園の施設・設備を整備し利用者の安全確保を図るとともに、災害時の避難場所としての機能を充実していく必要があります。



目指すべき方向

- ◆ 公園や水辺の適正な管理
- ◆ 都市公園の充実
- ◆ 市街地エリア内の緑化の推進

施策の体系

施策	目指すべき方向	具体的な施策
憩いの空間づくり	◆ 公園や水辺の適正な管理	① 公園愛護団体や河川愛護団体への支援
	◆ 都市公園の充実	① 老朽化した公園施設の更新 ② 公園機能の充実
	◆ 市街地エリア内の緑化の推進	① 市民と連携した緑化の推進

施策の内容

- ◆ 公園や水辺の適正管理
 - ① 公園愛護団体や河川愛護団体への支援
 - ・コミュニティ公園や水辺空間など、利用が地域に限定されるものの管理については、利用者が主体的に管理する愛護団体を育成し、その活動を支援していきます。

- ◆ 都市公園の充実
 - ① 老朽化した公園施設の更新
 - ・市民が安全で快適に公園を利用できるよう、老朽化した施設や設備の更新を計画的に進めていきます。
 - ② 公園機能の充実
 - ・公園を有効かつ多目的に活用するため、施設の拡充を図るとともに、災害時の避難場所としての機能の充実に努めます。

- ◆ 市街地エリア内の緑化の推進
 - ① 市民と連携した緑化の推進
 - ・市民が潤いと安らぎのある生活を送れるよう、公園や街路などの緑化を推進するとともに、苗木の無償配布などを通して地域の緑化にも努めていきます。

主要事業

事業名	計画期間 (H19～H23年度)
東那須野公園の施設拡充	21年度
那珂川河畔公園プール整備事業	20～21年度
公園・河川愛護団体への支援	期間中継続

3 良好な住宅地・居住空間の形成

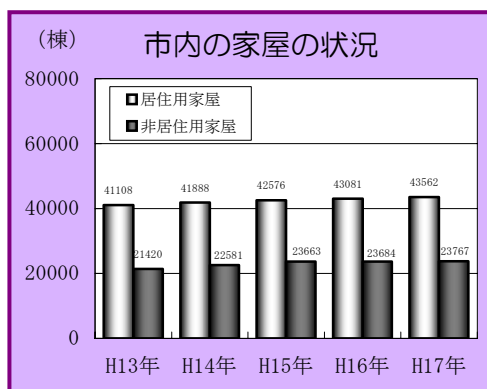
現状と課題

世帯数の増加や住宅の郊外への建築により、市街地のスプロール化とともに、社会資本の整備が追いつかないなど様々な課題が生じています。

このため、計画的な土地利用の推進に努めるとともに、開発許可制度や開発指導要綱の適切な運用により、良好な住宅地の形成に努める必要があります。加えて、関谷地区など、住宅地としての機能が整備された地区においては、定住化を促進する必要があります。

さらに、市営住宅については、昭和40年代に建設された住宅の老朽化が進み、維持管理に要するコストが増加していることから、取壊しを含めた市営住宅のあり方を検討する必要があります。

また、民間住宅についても、高齢者や障害者などに配慮したバリアフリー化や耐震化を支援する必要があります。



市営住宅の状況 (平成18年3月31日現在)

名称	戸数	名称	戸数	名称	戸数
稲村	255	烏ヶ森	27	塩釜	2
若松	220	南郷屋	20	門前	2
磯原	20	三島	20	福渡共同	3
錦	64	畑中	40	福渡	2
下厚崎	74	二区	10	福美	25
鍋掛	30	計	117	前山	10
島方	43	塩原地区	中塩原 3	親和	20
東小屋	48	塩原地区	古町 10	計	97
計	754	塩原地区	八汐 20		

目指すべき方向

- ◆ 良好な住環境づくり
- ◆ 市営住宅の適正管理
- ◆ 民間住宅への支援

施策の体系

施策	目指すべき方向	具体的な施策
良好な住宅地・居住空間の形成	◆ 良好な住環境づくり	① 開発行為に対する指導
	◆ 市営住宅の適正管理	① 老朽化市営住宅の取壊し ② 市営住宅の適切な維持・管理
	◆ 民間住宅への支援	① 住宅の耐震化 ② 住宅のバリアフリー化

施策の内容

◆ 良好な住環境づくり

① 開発行為に対する指導

- ・新たな宅地開発については、開発許可制度や開発指導要綱を適切に運用して、良好な住環境の創出に努めます。

◆ 市営住宅の適正管理

① 老朽化市営住宅の取壊し

- ・耐用年数を経過した市営住宅については、入居者の安全確保や周辺への影響に配慮しながら、計画的な取壊しを実施します。

② 市営住宅の適切な維持・管理

- ・市営住宅の適切な維持・管理に努め、良好な居住水準を確保するとともに、利用者ニーズと入居状況の把握に努め、時代にマッチした市営住宅のあり方を検討していきます。

◆ 民間住宅への支援

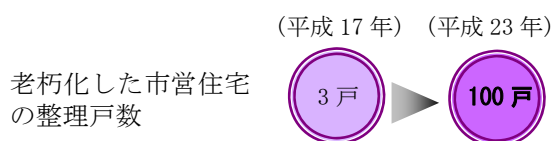
① 住宅の耐震化

- ・地震などによる家屋の倒壊や被害の拡大を未然に防止するため、耐震診断の周知や、相談体制の充実に努めるとともに、支援制度の仕組みについて検討を進めていきます。

② 住宅のバリアフリー化

- ・高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるよう、住宅改修支援制度の周知に努めます。

成果指標



主要事業

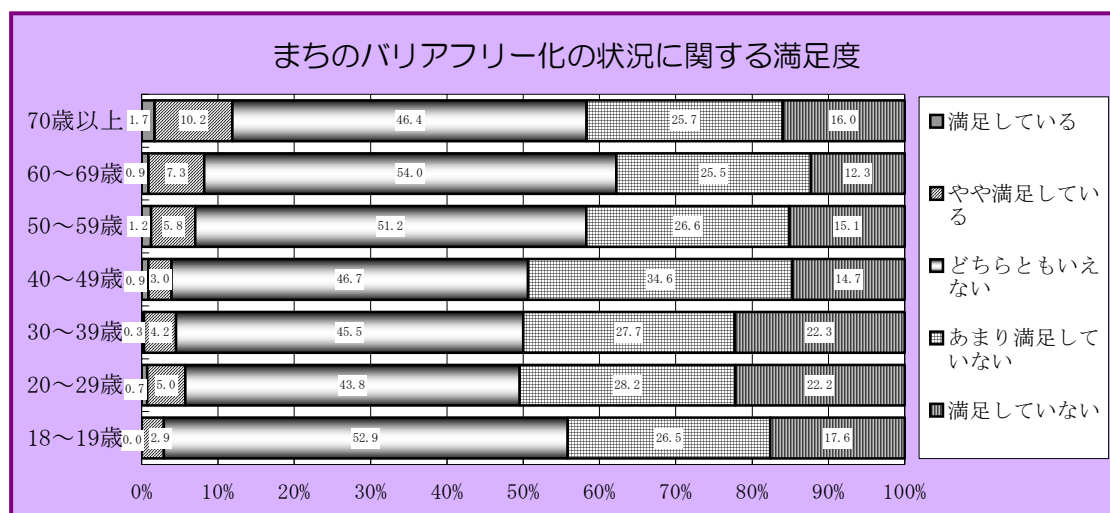
事業名	計画期間 (H19~H23 年度)
開発行為事務推進事業	期間中継続
老朽化市営住宅解体事業	期間中継続
住宅の耐震化支援事業	期間中継続
住宅のバリアフリー化支援事業	期間中継続

4 安心して活動できる空間づくり

現状と課題

急速な高齢化の進展や障害者の社会参加などにより、高齢者や障害者などの移動の利便性や安全性の向上が求められています。

このため、市民の安全で安心な生活の確保とともに、社会・経済活動に積極的に参加できるよう、市民の利用の多い公共施設や歩道のバリアフリー化を推進する必要があります。



目指すべき方向

- ◆ バリアフリー化の推進

施策の体系

施策	目指すべき方向	具体的な施策
安心して活動できる空間づくり	◆ バリアフリー化の推進	① 施設のバリアフリー化 ② 道路や広場のバリアフリー化

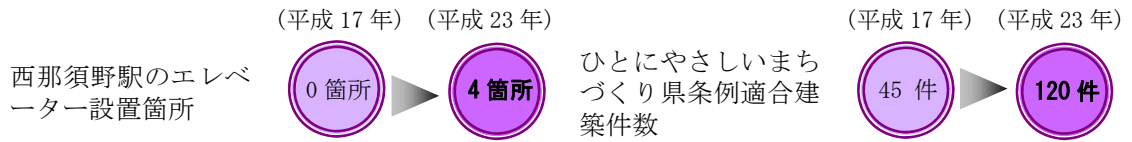
施策の内容

- ◆ バリアフリー化の推進
 - ① 施設のバリアフリー化
 - ・市民が安心して、安全に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、民間施設への普及を促進していきます。

② 道路や広場のバリアフリー化

- ・高齢者や障害者が安全で快適に通行できるよう、歩道の路面や勾配、段差の改善を図るとともに、障害物の撤去に努めます。

成 果 指 標



主 要 事 業

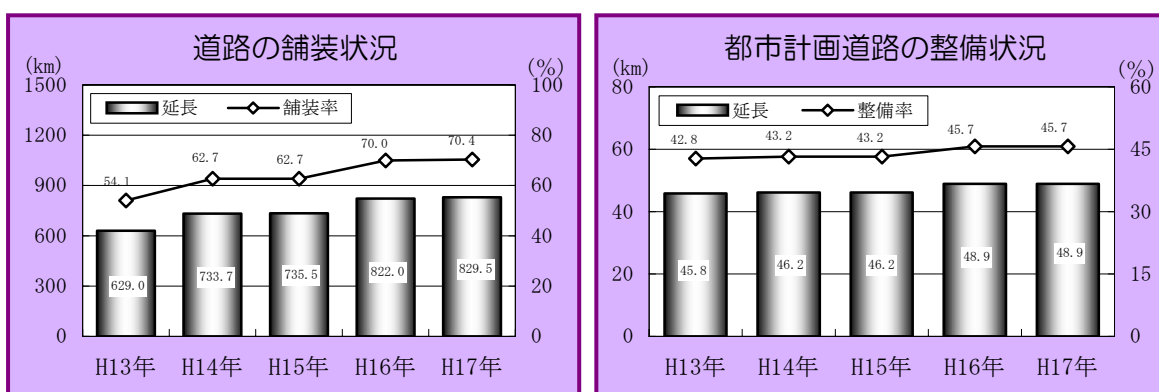
事 業 名	計 画 期 間 (H19~H23 年度)
西那須野駅周辺地区のバリアフリー化	19~21 年度
ひとにやさしいまちづくり条例適合確認	期間中継続

5 体系的な道路網の整備

現状と課題

都市化の進展や交通量の増加により、道路の安全性が損なわれるとともに、慢性的に交通渋滞を招いている道路もあります。

このため、幹線道路や交差点とともに、日常生活に密着した道路の改良整備を計画的に進めていく必要があります。加えて、歩行者などの安全を確保するため、歩道をはじめとする交通安全施設の整備を促進する必要があります。



目指すべき方向

- ◆ 計画的な道路整備の推進
- ◆ 主要道路網の確立
- ◆ インターチェンジの整備促進と周辺道路の整備
- ◆ 生活道路の整備・充実
- ◆ 道路管理の充実

施策の体系

施策	目指すべき方向	具体的な施策
体系的な道路網の整備	◆ 計画的な道路整備の推進	① 道路整備基本計画に基づく整備
	◆ 主要道路網の確立	① 広域幹線道路の整備 ② 市街地の骨格を形成する道路の整備
	◆ インターチェンジの整備促進と周辺道路の整備	① インターチェンジの整備促進と周辺道路の整備
	◆ 生活道路の整備・充実	① 生活道路の整備 ② 交差点の改良
	◆ 道路管理の充実	① 道路維持管理の強化 ② 道路環境の保全・向上

施策の内容

- ◆ 計画的な道路整備の推進
 - ① **道路整備基本計画に基づく整備**
 - ・道路整備基本計画に基づき、計画的かつ体系的な道路整備を推進します。

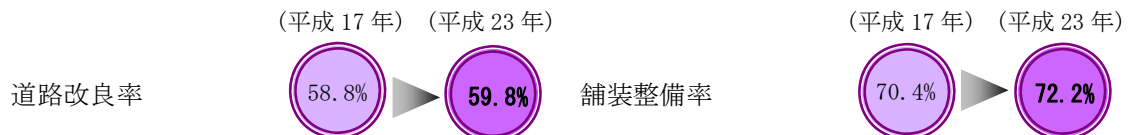
- ◆ 主要道路網の確立
 - ① **広域幹線道路の整備**
 - ・国や県、近隣市町村との連携を強化し、国道4号と400号、県道矢板那須線などの整備促進を図ります。
 - ② **市街地の骨格を形成する道路の整備**
 - ・地域の一体性の確保や市内の均衡ある発展を図るため、県道西那須野那須線と新南下中野線の整備促進に努めます。

- ◆ インターチェンジの整備促進と周辺道路の整備
 - ① **インターチェンジの整備促進と周辺道路の整備**
 - ・地域の活性化や市民の利便性を向上するため、(仮)黒磯インターチェンジと周辺道路の整備促進を図ります。

- ◆ 生活道路の整備・充実
 - ① **生活道路の整備**
 - ・安全で快適な生活環境を維持するため、道路改良や歩道の整備とともに、砂利道の舗装化や側溝の整備を推進します。
 - ② **交差点の改良**
 - ・交差点の改良を進め、交通渋滞の解消に努めます。

- ◆ 道路管理の充実
 - ① **道路維持管理の強化**
 - ・道路の安全性を確保するため、道路パトロールの強化を図り、路面の適切な維持管理に努めます。
 - ・民間委託を推進し、冬期間の除雪に適切に対応します。
 - ② **道路環境の保全・向上**
 - ・道路植栽や街路樹の剪定及び道路清掃等、沿道の景観や環境に配慮した管理に努めます。

成果指標



主要事業

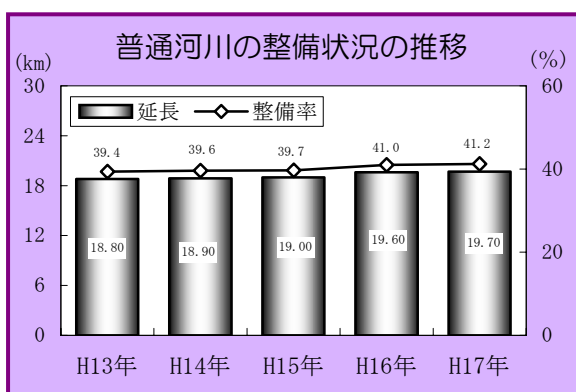
事業名	計画期間 (H19～H23 年度)
(仮称)黒磯インター整備関連事業	19～21 年度
新南下中野線道路新設改良事業	期間中継続
幹 I - 3 号線道路新設改良事業	19～21 年度
埼玉鳥野目線道路新設改良事業	期間中継続

6 雨水排水対策の推進

現状と課題

市民生活に密着した河川が少ない中で都市化が進んできた結果、降雨時の浸水被害が低地や市街地で慢性化するなど、総合的な対策が求められています。

このため、雨水の放流先となる河川の改修を促進するとともに、公共下水道雨水幹線や道路側溝の整備を計画的に進め、浸水被害の防止に努める必要があります。



写 真

目指すべき方向

- ◆ 雨水排水対策の推進

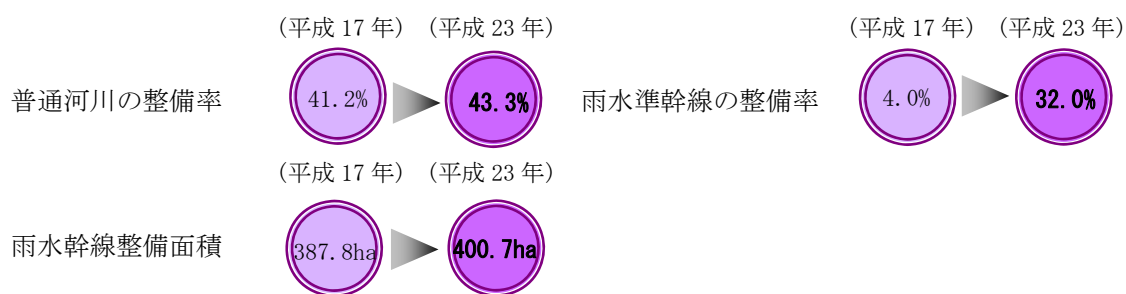
施策の体系

施策	目指すべき方向	具体的な施策
雨水排水対策の推進	◆ 雨水排水対策の推進	① 河川整備の促進 ② 下水道雨水幹線等の整備

施策の内容

- ◆ 雨水排水対策の推進
 - ① 河川整備の促進
 - ・ 雨水排水の放流先を確保するため、一級河川蕪中川の延伸や熊川・相の川の改修とともに、蛇尾川の護岸や流路工の整備促進に努めます。
 - ② 下水道雨水幹線等の整備
 - ・ 市街地の浸水被害を解消するため、下水道雨水幹線や道路側溝の計画的な整備に努めます。

成果指標



主要事業

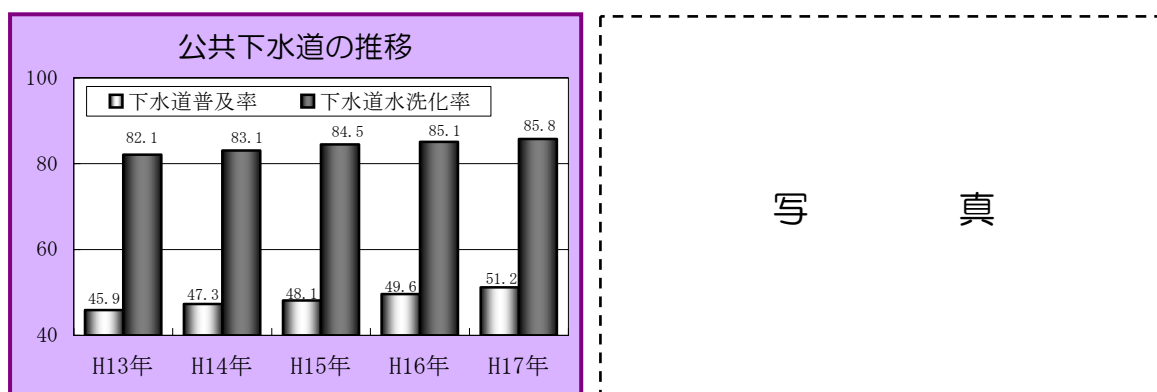
事業名	計画期間 (H19~H23 年度)
南郷屋堀改修事業	19 年度
雨水幹線整備事業	期間中継続
下水道雨水幹線の整備	期間中継続

7 効率的・効果的な下水道の整備

現状と課題

生活環境の向上と公共用水域の水質を保全するため、総合的な生活排水対策の推進が求められています。

このため、公共下水道や農業集落排水、合併浄化槽などの整備手法を検討し、地域の状況に応じた、より効率的・効果的な事業の促進を図っていく必要があります。



目指すべき方向

- ◆ 下水道の整備

施策の体系

施策	目指すべき方向	具体的な施策
効率的・効果的な下水道の整備	◆ 下水道の整備	<ol style="list-style-type: none"> ① 総合的な生活排水対策の推進 ② 水洗化の普及・促進 ③ 施設の維持補修

施策の内容

- ◆ 下水道の整備
 - ① 総合的な生活排水対策の推進
 - ・事業効果の検証とともに、地域の状況に応じた生活排水対策を推進するため、費用対効果を含めた総合的な検討を加えながら、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽の整備を進めます。

- ・下水道事業の健全化を図るため、適正な使用料の設定と収納率の向上に努めます。
- ・公共下水道整備が困難な地域では、合併浄化槽の設置を促進するため、浄化槽の設置効果や補助制度の普及啓発に努めます。

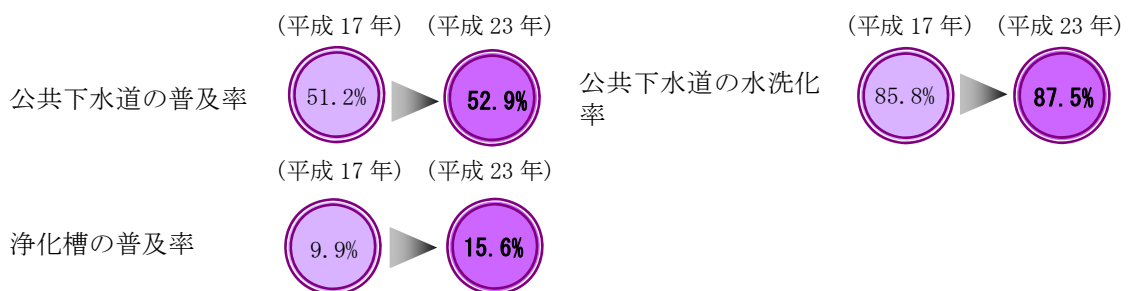
② 水洗化の普及・促進

- ・水洗化率の向上を図るため、未接続者へのPRを積極的に行い、水洗化の普及・促進に努めます。
- ・利用者の負担軽減を図るため、融資制度や利子補給制度の普及・啓発を推進します。

③ 施設の維持補修

- ・公共用水域の水質保全を継続して図っていくため、水処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、管渠の補修や清掃を定期的に行います。

成果指標



主要事業

事業名	計画期間 (H19~H23 年度)
公共下水道の整備	期間中継続
水洗化の普及・促進	期間中継続
合併処理浄化槽の普及・促進	期間中継続
水処理施設の改修	期間中継続